

意見書案第 16 号

より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成25年9月26日提出

提出者	中間市議会議員	青木孝子
賛成者	〃	宮下寛
〃	〃	田口澄雄

より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書

子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連三法が2012年8月に成立し、国は2015年4月1日の新制度施行をめざしています。

これまでの保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障を制度の柱にし、子どもの保育を受ける権利を保障してきました。一方、新制度は、利用者補助などを柱とする仕組みです。

しかし、新法制定における国会の議論では「児童福祉法第24条1項」で、市町村責任による保育所の役割が記されたこと、また、衆議院で6項目、参議院で19項目もの付帯決議も記されてきたことは、子どもの健やかな育ちに、国・自治体をあげて最善を努めなければならないことを示しています。

また、子どもの貧困や保護者の子育て困難な課題は、社会的にも深刻な問題になってきた今日、子どもの育ちについては十分な検討と配慮が必要です。

よって政府及び国会におかれては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任の下で、保育制度の拡充が図られるよう、以下の事項について要請いたします。

記

- 1 子どもが保育・教育を受けるすべての場（施設・事業）において、子どもの取り扱いに格差を生じさせることなく、市町村の保育実施責任と子どもの権利を明記し、政省令に反映させること。
- 2 保育時間（「認定」時間）については、子どもの生活および教育保障の観点から、子どもの立場に立ち、子どもの生活を見通した適切な保育時間を保障すること。
- 3 保育施設基準は、子どもが受けるすべての保育施設・事業において現行制度より引き下げないこと。
- 4 幼保連携型認定こども園と保育所、小規模保育所など、施設・事業ごとの公定価格（保育単価）に差異をもうけないこと。
- 5 保護者の負担軽減をはかること。
- 6 職員の処遇改善をはかり、安定した雇用身分を保障するしくみをつくること。
- 7 施設整備費補助について、施設の建て替え、耐震対策に対応するため恒常化すること。
- 8 保育に支出される公的資金は保育の質と量を維持拡大するためのものであることを明確にすること。

9 保育制度改革にあたっては、保護者や保育現場の意見を尊重し、拙速な実施は避けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年年9月26日

中 間 市 議 会

提 出 先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣	田 村 憲 久 様
文部科学大臣	下 村 博 文 様
少子化対策担当大臣	森 雅 子 様